

令和4年度第3回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 令和4年8月29日（月） 18時00分～19時20分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、渡邊隆之委員、今野博之委員、加藤英紀委員
羽田美智代委員、久保田貴浩委員、嶋田拓馬委員（出席委員8名）（欠席委員1名）

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 宇野博徳、企画課主査 幸田孝仁、企画課主査 芳賀武士、
企画課主事 後藤大貴

傍聴者 1名

＝＝＝
【佐藤会長】

それでは、時間になりましたので、「第3回石狩市自治基本条例懇話会」を始めたいと思います。時節柄お忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。なお本日は渡辺教円委員がご欠席だということでございます。本日も、20時をめどに終了したいと思いますのでご協力をお願いします。それでは早速、次第に沿って進めてまいります。まず報告でございますが、「報告事項（1）」として「第2回懇話会の議論のふりかえり」を事務局より報告をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

私から、第2回懇話会において出された自治基本条例の条文についての主な意見につきまして、ご報告いたします。まず、第1章では第2条の主たる事務所を置く法人の「主たる」とは何かについてや観光客や買い物客が石狩市のまちづくりに意見がある場合の取扱いについての意見がありました。

第2章では第5条の解説の「属性」という文言について、特に男女やLGBTなどを考慮し、属性自体の捉え方は考える必要があるのではないかという意見をいただきました。第4章では第12条の市職員は全体の奉仕者の、「全体は」何を根拠とし、何を示しているのかという意見をいただきました。第5章では第20条の市の組織に「指定管理者」を含むかという考えについて、指定管理者となる事業者は運営の主体であるので、組織の一部であると言えないかという意見をいただきました。以上、ご報告いたします。

【佐藤会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局より第2回懇話会で、皆様方からいただいた意見について報告をしていただきました。この点、それぞれにつきましては、次の次第「3. 議題」において議論をしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

それでは、早速ですが、「議題（1）自治基本条例の見直し」に入ってまいります。今回事務局から配

付いたしました。資料の7、10、さらに、自治基本条例の解説が資料4となりますので、それらも参考にしながら、議論を進めてまいりたいと思います。それではまず、先に事務局から報告がありました第2回懇話会で出された意見の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

第2回懇話会でいただいた意見を踏まえた自治基本条例解説修正案を作成しております。資料10をご覧ください。まずは、第2回懇話会において、第1章第2条の「主たる」とは何かというご意見をいただき、会長とともにこの表現について再度確認いたしました。「主たる事務所」は、民法第50条、現在は法人法第4条等へ継承されたため削除されておりますが、「法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。」とあることから、本店、本社を指しています。第1章第2条の定義の部分は、解説をわかりやすい内容に変更が必要であり、資料10のとおり赤字で記載している箇所を開設に加えることを考えております。修正案を読み上げますと『住民』とは、地方自治法という住民と同じく、市内に住民登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人を言います。なお、『主たる事務所』は民法第50条（現在は法人法第4条等へ継承されたため削除されました）において『法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。』とあることから、本店、本社を指しています。また、本日配付した参考資料で「市民」と「住民」を黄色と茶色で示している図ですが、その資料のとおりになります。「住民」をより広く捉えたものが「市民」という定義となっております。

また、同条の下の方の青字箇所ですが、この部分は事務局からの提案で、解説の中で、「新たな公共的課題を生み出したり」という表現がございますが、この部分を「新たな公共的課題を発見したり、その解決の方法を検討したり、生み出したり」に変更した方が適切ではないかと考えております。前回平成29年度に実施した自治基本条例懇話会の報告書にて、「解説については、担当部局で精査し、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更していただき、更にわかりやすくなるような努力をお願いします。」とあることから、担当課である本課企画課から修正の提案をさせていただくものであります。

第2章第5条の市民の権利部分については、3パターンを提示しております。事務局では2番目の、属性を意味する「年齢、障がい、性別」といった個別表記を削除し、「多様性」という言葉で包括する形で修正してはどうかと考えておりますが、懇話会の中でより良い表現を決めていただければと考えております。次に、第4章第10条は、「例えば」、という文言の削除をしております。

次に、第4章第12条は、記載の赤字部分を追加しております。ポイントとしましては、第12条1項は、公務員は全体の奉仕者であり「一部の者の奉仕者ではない」という本質的性格への自覚を職員へ促しつつ、後段の「市民の視線に立って」以降で、地方公共団体の石狩市の職員として、地方公務員法や地方自治法における「地域の福祉の増進を図る」ため、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う」とされていることから、市職員は石狩市民のために職務を遂行することを求められています。したがって、本項は前段と後段を合わせて読むことで市職員に求められる事項が成立する構成であることが分かります。

さらに、資料10には記載がありませんが、第5章第20条の市の組織に「指定管理者」を含むという考え方については、第2回懇話会の中で、ここは市本体の組織について記載してある部分ということで解説の修正はしないという方向で良いかを本懇話会で確認したいと考えております。以上となります。よろしく申し上げます。

【佐藤会長】

ただいま、事務局から第2回懇話会でいただきましたご意見につきまして、解説を修正して対応するという提案がなされております。まず定義ですが、条文の定義そのものは変えず、解説によりわかりやすい説明を加えるという形になっておりますが、これはいかがでしょうか。

今更ですが、「民法旧第50」条のように書かなくて良いでしょうか。民法50条はもうないですね。削除されて存在しないので、そういう場合にどう書くか、法制担当に確かめていただいて。「旧民法」と書くと、昔の民法になってしまうから。「旧第50条」かなと思うのですが、その辺は専門家に聞いてください。ほかに何かございますか。いかがでしょうか。

【事務局（芳賀主査）】

事務局から追加で説明いたします。第2条ですが、青字の部分は説明したのですが一番下に、追加している、「また、」以下のところ、交流人口の部分も前回の意見をいただいて追加した部分で、この説明が漏れておりましたので追加した部分を読み上げます。「また、買い物や観光で石狩市を訪れる『交流人口』と呼ばれる方々は『市民』の定義には該当しないものの、そうした方々の意見等に『市民』が賛同や共感をし、自らのまちづくり活動に活かすことは大切であると考えます。」という部分を第2号に追加しております。

【佐藤会長】

「(第2号)」が一番後ろに書いてありますけど、「含めることとしました。(第2号)」の方がよろしいのではないですか。「また」以下は別の話のような気がします。2号には『『交流人口』と呼ばれる云々』は出てないですね。だから、第2号はむしろ「含めることとしました。(第2号)」と終わっておいて、「なお、」とかの方が良いかな、「買い物や観光で石狩市を訪れる」。ほかに何かお気づきの点はございませんでしょうか。

【嶋田委員】

「そうした方々の意見等に『市民』が賛同や共感をし」とあるのですが、必ずしも「賛同」だけではない、そういう意見も出るのではないかな。表現を別の形で何かないかなと考えてはいるんですけど、そういった意見というの、貴重な意見のひとつかなと。

【佐藤会長】

外からの人の意見に対して、市民が賛同できない意見もあると。ただ、「賛成」でなければ市にその意見を繋がないのではないのでしょうか。ここは市民の参加を主眼にしたところですから、どう表現すれば良いのか難しいと思いますが、何か良い表現があればもちろん、嶋田委員の意見を入れていきたいと思っております。賛同や共感をしない意見を活かすことや市に伝えることはあるのかなとは思いますが。

【今野委員】

「考え」くらいの表現にしておくと、いろんな意味で包括できるかなと思いました。必ずしも「賛同」

「共感」じゃなくても、「そう思われているんだ、うちのまちは」というように、そういう意見も参考になると思うので、広い意味で表現してはどうでしょうか。

【佐藤会長】

では、「そうした方々の意見等を市民が自らのまちづくり活動に活かすことは大切であると考えます。」のように「賛同や共感」を取ってしまうのはいかがでしょうか。そうすると、中立的というか、賛同や共感をしないようなものも「意見等」であることには変わりなく、いろいろあり得ると思うんですね。例えば、外から来た人たちが「石狩市のここはけしからん」と言ったことについて、市民の皆さんが「それは誤解に基づくものである」と。だからそういう誤解をされないように、市長や市議会やあるいは市の職員がきちんとしなさいよという、意見を出すということもあり得ますね、確かに。そういう意味では、賛同共感だけでないものがあると言えはありますね。「そうした方々の意見等を『市民』が自らのまちづくり活動に生かすことは大切であると考えます。」と、よろしいですか。

【竹口副会長】

その方が簡潔ですね。

【佐藤会長】

では、そのように修正いたしましょう。ほかにこの定義の部分はよろしいですか。青字の部分、「課題を生み出したり」と書いてありますけど、無理矢理課題を作るような印象なので、課題はあるかもしれないんですけど、それを「発見したり」と直した方がよいのではないかという修正案なんですけど、これでよろしいですか。はい、それではまた何か思い出しましたら、おっしゃっていただくことにして第2条の定義の部分は、説明を今のように修正すると。条文については、変更しないということによろしいでしょうか。

続きまして、第2章第5条で、3つのパターンがありまして、私も2番目が良いかなと思ったんですが、今、ずらずらと並んでいるのを読みますと、真ん中辺の3行目の赤字、「この場合にどのような形で参加するかは」という部分を消してしまうと変ですよ。消してしまうと、「行政の活動に意見や提案をすることができます。さまざまなパターンがあり得ますが」といきなり出てきてくる。「この場合にどのような形で参加するかは、さまざまなパターンがあり得ますが、『まちづくりの主体』と」ではありませんでしたか。2番目はそのように修正した上で、1番目、2番目、3番目が良いかということですが。1番目は、違いは、「属性」を取ったというだけです。一方3番目は、「みんな平等ですよ」と言って、「多様性」といった言葉が入ってこないパターンですね。そういう意味では中間的なのが、2番目かなと。

【久保田委員】

最初の懇話会でも申し上げたのですが、懇話会自体が条文そのものを改正するというよりは、解説をいかに、この5年間の変化に合わせて時代にアップデートしていくかということだと思います。そういう意味では、この5年間に於いて市民権を得た単語としては、「多様性」や「共生」という単語があるのでやはり「多様性」は入れていただきたいと思います。また、具体的な属性を羅列すると、これは何な

んだ、これはどうなんだときりがないので、この属性の具体例は削除ということで、先ほど会長からあったように文言の訂正はあるにしても、「多様性」を入れ、反対にこの具体例を削除するという2案がよろしいかと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございます。ほかにご意見よろしいですか。では、資料10の文言を若干修正して、「この場合にどのような形で参加するかは」というのは、元に戻して、「年齢、障がいの有無」などは取って「さまざまなパターン」と繋ぐと。あとは直してあるとおりにするということで進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

その次は、「例えば」を取るというのは、資料10の10条のところですね。これは、前回の審議でもそのようになっていましたので取った案ですね。

そして、12条はこういう書きぶりですが、いかがでしょうか。ここは赤字の5行目の後ろの方、「市民の視点に立って」というのが、条文上にありましてそれを、あえて強調する形をとっております。地方公務員としては、「全体の奉仕者」であるという点は、地方公務員法等の規定であるわけですが、一方で、「市民の視点に立って」、石狩市民のために職務を遂行するということが求められているということを示して、「全体の奉仕者云々」という非常に抽象的な文言を少し具体化しています。前回の懇話会の意見を踏まえましてそのように、修正するという提案でございますがよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

それでは前回の提案に基づいた修正については、以上のように修正をしていくということにいたしまして、次に、前回第5章まで進めましたので、条例の第6章から確認をしていきたいと思います。事務局から1章ずつ、まず第6章について、説明をいただき皆さんからのご意見を頂戴したいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

第6章協働によるまちづくりの推進についてです。資料7は1ページになります。資料4は15ページから18ページです。条例第24条は協働によるまちづくりの推進、第25条は行政活動への市民参加の推進、第26条は地域コミュニティ組織、第27条においては住民投票について規定しております。

主な取組事例としては、市民活動のための環境整備としては、平成20年度花川北コミュニティーセンターに「市民活動情報センターぽぽらーと」を開設しました。本懇話会の羽田委員が理事長を務められているNPO法人ひとまちつなぎ石狩に指定管理をして、運営をしていただいています。市民活動に関する情報提供や相談業務のほか、団体の事務支援など市民による主体的なまちづくり活動を支援し、協働によるまちづくりを推進しています。

第24条第3項でいうところの市民の「主体的な活動」としては、数多くありますが、一例として有志市民と協働で、実行委員会を結成し、「まちフェスいしかり」を実施されていらっしゃいます。浜益区では、今年度から浜益特定地域づくり事業協同組合という組合を立ち上げ、通年の雇用を確保し、過疎化が進行する地域の活性化に取り組まれており、それぞれ市は必要に応じて支援を行っております。

行政活動への市民参加の推進については、平成 14 年度に施行した「市民の声を活かす条例」により、条例・規則等の規定の制定又は改廃、計画の策定、改定又は廃止などを行うときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならないとしており、市民参加手続きの手法である審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等に、多くの市民が参加しています。また、審議会等における委員については、公募制の採用や「審議会等委員への女性登用促進要綱」を設けるなど、多様な市民の意見が反映されるよう配慮しています。地域コミュニティ組織については、町内会・自治会の、円滑な運営や活動の促進に役立つようにと、市と石狩市連合町内会連絡協議会は、平成 20 年 2 月に合同で、運用マニュアル「町内会・自治会活動のしおり」を作成しました。各町内会等において防犯活動や街路灯の維持管理などの活動を行っています。その一方で、町内会役員の高齢化や、担い手不足による町内会活動の継続性、機能性の維持などの課題があるため、新たな自治システムの構築を目指して、6 つの町内会で構成する「わかば地区地域会議」を設置し、防犯パトロールや除雪、草刈りなどのモデル事業を市民が主体となって協力し合いながら活動しています。

参考資料として「市民参加手続の実施状況」をお示ししております。昨年度の広報になります。パブリックコメント手続きや審議会の状況をお知らせしております。また、第 26 条の地域コミュニティ組織に関しての取組として、本市ホームページにある「地域自治システムの検討」を印刷しております。本懇話会の委員でもあります竹口副会長が、わかば地区地域会議の会長として、先程も申し上げましたが防犯パトロール等様々な活動をしていただいております。また、町内会・自治会活動のしおりを発行しております。この中でも、2 ページをお開きいただくと、自治基本条例の地域コミュニティ組織について説明しております。

市の自己評価・現状把握としては、市民参加制度はあい・ボード等の活用もあり、市民アンケートの結果として市民参加制度についての認知度が少しずつ高まっており、徐々に石狩は「協働のまち」、という認識が市民にも浸透していると感じております。しかし、協働事業提案制度は、件数も停滞しており、今後より一層の周知が必要だと考えております。

平成 29 年度懇話会では、「町内会・自治会等がなり手不足等により、規模・機能が縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について、新たな視点で考えることが必要な時期が来ているのではないか。コミュニティ内の各組織が脆弱化しないよう、各活動を包括できるような統一的地域の割り方などを、地域住民も交えて検討する機会を作る必要がある。」という意見が出されました。こちらについては、転入世帯への取り組みとして、市民課で配布する資料を改善しまして、QR コードをつけるなど、町内会情報にアクセスしやすいチラシを作成し、転入してきた住民と町内会を繋ぐ活動を行っています。

また、「ワークショップで出た「緊急時等を想定し、市民参加を認めない旨の記載することはどうか」という意見に対し、「市民の声を活かす条例」では市民参加手続が必要な活動を定めており、すべてに対して市民参加を求めているわけではないため、変更は必要ない考える」と整理しております。私からの説明は以上です。

【佐藤会長】

今第 6 章の説明がございました。今日お配りした資料 7 の 1 ページ目、資料 4、前にお配りしたのですが 15 ページから 18 ページです。何かご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。

【渡邊隆之委員】

第24条第3項ですが、「市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。」と。今までの条文を見てみますと、「しなければならない」あるいは「講ずるものとする」、「講じなければならない」、「努めるものとする」というような言い回しになっていて、この部分だけを見ると、市民等に対する市の関わりが弱い、あるいは薄いような感じがしてならないんですよね。できれば私の考えとしては、この部分を、「必要な支援に努めるものとする」というような表現にしていただければということなんですけどもいかがでしょうか。

【佐藤会長】

ありがとうございます。「支援を行うことができる」ではなくて、例えば、25条の第3項ですと「講じるものとする」と書いてあるような表現の方が良いという、そういう趣旨でございますね。

【渡邊隆之委員】

あまり強く言うのも何かと思って、その折衷案で「努めるものとする」というような言い回しがオブラートに包んだ感じで良いのかなと。

【佐藤会長】

どうですかね、何か市の方ですぐ、答えられることがあればと思いますが。

【事務局（小鷹部長）】

「できる規定」にした理由ですよ。確かあったような記憶もあります。「できる規定」だから、「やなくてもいいけども」になっている。「努める」のような、義務的なものを求めるのではなくて。

【渡邊隆之委員】

そういった捉え方もできますし、あくまでも市民団体の自主性等を尊重して、市は余計な関わりはしないんですよというふうにも捉えられるし、様々な捉え方ができると思うんですね。ですが、やはり市民協働の取組として市が積極的に関わって、支援していくべきでないのかなと、私は思います。

【竹口副会長】

役所言葉で「～できる」というのは割と多いんですよね。

【事務局（小鷹部長）】

制定したときの記憶はございますか？役所は、「できる規定」と努力義務みたいなものと「～ねばならない」と3種類くらいがあるのですが。

【羽田委員】

前に議論があったかなあと。「行う」とすると、行えちゃうっていうふうにとりますよね。

【竹口副会長】

「行うことができる」というと消極的に感じてしまいますよね。

【事務局（小鷹部長）】

「できる規定」は役所で言うと2段ランク目。多分何か理由があったと思います。調べます。

【事務局（宇野課長）】

そうですね、過去の経緯ですとか調べます。おそらく思いますことは、条文の構成上、やはり、まちづくりの主体は市民が主役であり、市民の主体性自主性というものを最大限重んじながらまちづくりを進めていく中で、行政は、市民がこういうふうにやるということに例えば、ここまでは自分たちできるけれども、ここはちょっと手伝ってほしいということに対して、市は、市民の主体性を重んじながらそういう求めに応じて関与する。積極的というよりはある程度市民主体で関与の仕方考えたのではないかと。なので「必要な支援を行うことができる」というふうにしたということは推測ができます。

【事務局（幸田主査）】

今の推測は解説にあるとおりかなと思います。解説は16ページにあります。「自主性や自立性を損なわないように」するということを第一に持ってきていて、だけれどもちゃんと支援をするということも書いてあります。

【事務局（小鷹部長）】

だからあえて「できる規定」にしていると。どちらかと言ったら、バックアップ側というか後方支援側に回りなさいよと。

【事務局（幸田主査）】

市民の自立自主をとにかく尊重することを一番にしています。

【久保田委員】

今の「できる」という表現なのですが、ざっくりとしか見ていないんですが、第2章の第5条市民も同様に「できる規定」になっているんですよね。この市民の権利としての「できる」というところで対になっていると言いますか、行政としても「できる」と。今、事務局から説明のあった、自主性主体性ということを考えてこのような表現になっているのかなというふうには推測いたしました。

【事務局（小鷹部長）】

第6条の責務では「努めるものとする」としていて、権利は「できる」、責務は「努める」としていて、使い分けはしていると思います。

【久保田委員】

そんな感じはしました。

【佐藤会長】

それでは、この点につきましては、当初制定された時の経緯などもいったんお調べいただいて、「できる」ということの意味を再度確認していただくということによろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

第6章でほかになにかございますか。では、次の第7章に移ってまた説明をしていただいて、審議をするというふうにしたいと思います。それでは、第7章第28条から第29条の説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

第7章他の自治体等との連携協力についてです。資料7は2ページ、資料4は18～19ページです。条例第28条においては市外の人々等との連携について、第29条においては他の自治体等との協力について規定しております。

主な取組事例としては、他の自治体等との協力については、札幌市と交流人口の規模や経済、社会、文化、住民生活等において密接な関係を有する11市町村との間で「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成し、連携した事業を実施しています。また、大学との連携としては、藤女子大学と包括連携協定を締結し、連携しているほか、北海学園大学など石狩市近郊の大学のほか、大正大学など本州の大学と様々な分野で連携しています。

他団体との連携としては、平成28年度に市と郵便局より、地域の課題の情報共有を図るための会議を開催し、平成29年度には包括的連携協定を締結し、連携の強化を図っています。さらに、令和3年度には、大塚製薬株式会社、第一生命保険株式会社、明治安田生命保険相互会社、ヤマト運輸株式会社と様々な内容の包括連携協定を締結し、協力体制を拡充し、機能強化を図っております。

参考資料として「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」の概要について、お手元に配布しております。圏域内の活力維持、魅力あるまちづくりのために、連携の強化や行政コスト削減や運営の効率化が必要となっており、様々な連携事業を推進していく取組となります。

市の自己評価・現状把握としては、従来から様々な場面で、国、道、他市町村や関係機関との連携の上で、課題解決を図ってきており、今後もさっぽろ連携中枢都市圏などの枠組みも利用しながら、課題の解決を図っていきたいと考えております。海外姉妹都市との連携、交流については、新型コロナウイルスの影響により、対面による交流が制限される中、オンラインも活用しながら継続して交流しております。

平成29年度懇話会で出された意見としては、「時代の変化とともに連携協力はより重要になってきており、その連携は国内に限るものではないことを周知すべき」との意見がありました。本件については、条例解説に、「連携交流の範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外を含めた記載にすべき」という意見をうけ、追記反映済であります。説明は以上です。

【佐藤会長】

第7章は条文が2つ、連携協力ということでございますが、ご質問ご意見でございますでしょうか。

【久保田委員】

会長に感想を伺いたいんですが、戻ってしまって申し訳ないんですが、最初冒頭で出ました資料10、定義のところの「交流人口」の表現があったと思うんですが「買い物や観光で石狩市を訪れる『交流人口』と呼ばれている方々は『市民』の定義には該当しないものの云々」というところ、ここの赤字の表現が、先ほどのものでは、第2条の解説に記載されるということになってくると思うんですけども、第2条の解説が、このように順序立てて、『住民』とは何々であるとか、『市民』とは何々である」というふうに記載される中で、唐突にこの「交流人口」の表現が第2条の解説に出てくるよりは、反対に第7章の解説に表現していた方が、違和感が少ないような気がするんですが、いかがでしょうか。

【佐藤会長】

なるほど。ただ、第2条のこの部分に付け加えたものは前回のご議論の中で出てきたものですので、この第2条についての「市民」に含まれるか含まれないかという話の中で出てきたものですから、やはり、これはここにあった方が良いんじゃないかなと思うんですね。久保田委員のご意見を受け止めますと、第28条の解説の中にも同じような「交流人口」と言いますか、そういう昔はあまりそのような言葉を使ってなくて、どちらかという新しい言葉だと思いますので、そういったものを「市民以外の個人」というのが既に条文に入っていて、解説では「市民以外の人々」というふうに書いてありますので、「市民以外の人々」が全て「交流人口」なのかどうか微妙ですが、ここにそのような第2条の解説のところで出てきた「交流人口」というか、あるいは石狩市を訪れる人々とか、そのような表現を、少し加えるというのは、考えられますね。そういう方向でよろしいでしょうか。

【久保田委員】

個人的にこの解説の定義の中に、前はそうなかったんですけども、活字としてこうなってきたときにこれが出てくるということに、少し違和感があります。あくまでもこの文言の用語の説明として、第2条の解説が並んでいますよね。その中に「活動に活かすことが大切であります。」というような表現が定義の中に出てくることに違和感があったので、反対にこの28条の方に、その趣旨を持って来た方が解説としてはすっきりするのかなというふうに思いました。

【佐藤会長】

確かにそのとおりだと思います。ただ、第1条から読んでいくと、この定義のところで、やっぱり前回出ましたように、「石狩市に観光や買い物に訪れた人は、どうなんだろう」という疑問は出てくる可能性があるんで、やはり、説明としては仰るように、きれいにやろうとすると若干悪手というか、違和感がないわけではありません。ただ、解説を読んだり条文を読んだりする人の立場に立って考えるとここにあった方が、「ああそうか、そういう人たちのことは、市民として我々がいろいろ情報をお互い共有するなり伝えていくなりすれば良いんだな」というふうに考えやすいんじゃないかなと思います。形式的には仰るとおりですが、解説は形式というよりは実質の方が良いと思いますので、実質を考えれば、やっぱり定義の方にあった方が良いんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。ただ、

今の久保田委員のご指摘のように、第28条がそれと比べると若干そっけないというか、そういう感じがしますので、ここにも少し、今、第2条定義のところで入れたような解説を加えることが良いんじゃないかというふうに思います。そのような方向でよろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

ありがとうございます。ほかに、第7章でいかがでしょうか。

【加藤委員】

どの段階でして質問していいのか、分からなかったんですが、ふるさと納税はまちづくりの基金にあたると思うんですけども、市外から税金を徴収して、お金をカンパしてもらってという部分もありますが、「こういったことに使いますので何とかお願いします」ということでそれに賛同として、参加される方もいると思うんですけども、その辺の位置付けはどのあたりで表現したら良いのかなというふうに思っています。

【佐藤会長】

ありがとうございます。難しいですね。

【事務局（小鷹部長）】

政策というよりは、国全体の制度の位置付けですね。

【加藤委員】

あれも税金ですよ。その取扱いというのは何か決まっているんですか。

【佐藤会長】

取扱いというか、入ってきたものは、割と自由に。

【加藤委員】

特別会計ですか？目的のある税金ですよ、一般会計と違って。

【事務局（小鷹部長）】

一般会計です。来たものを、市に納税してくれる方の意図を汲みつつ一般会計の中で事業に支出をしているんです。

【加藤委員】

一回その財布に入れて。

【事務局（小鷹部長）】

はい、そういう仕組みなので、どちらかという政策目的がある形でやっているというよりは、一般的な事業の一つに、そのいただいたものを使っているというような仕組みで、それが、国内全部の自治体でやっているものですから、石狩市の特徴を出すというよりは、日本の制度の中の一つであるという感じでしょうかね。

【佐藤会長】

いや、今の加藤委員のご質問は、来たお金の使い道に何か違いがあるのかということですよ。

【加藤委員】

おそらく 100 パーセント、まちづくりに使うと思うんですけども。

【事務局（小鷹部長）】

そうですね、広い意味でのまちづくりですね。

【竹口副会長】

自治体によっては、政策責任でやっているところもあるわけですね。目玉的な政策で、従来には無くて、新しく要求された市民の声を反映した事業をやっている自治体も一部最近は出てきていますね。石狩市は田岡前市長時代はあまりふるさと納税に力入れていなかったですが、今は急に増えてきつつありますよね。これはそういう面で、5年間で石狩市において状況は若干変わってきている。

【加藤委員】

納税が多いところだと独立した組織を作ってそこにお金をプールして、市民も入って、代表も入っていろいろなまちづくりに使っているという話を聞いたこともあります。規模的には石狩はまだ少ないかなと。

【事務局（小鷹部長）】

直入れではなくて、一回入ってから。

【竹口副会長】

政策的にどう使うかということですね。

【佐藤会長】

これは非常に微妙なんですけど、一方で石狩市民が別のマチにふるさと納税すると石狩市に税金が入ってこなくなるんですね。そのプラスマイナスを計算しないと何とも言えないですね。石狩市はもう入ってくるだけだというなら問題は無いですが、恐らく札幌市とかですと、入ってくるより出ている方が多いんじゃないかと思います。

【加藤委員】

特に自治基本条例の中には考えなくてもいいですかね。

【佐藤会長】

広い意味ではこの連携というところに入ってくるかと思います。「市民以外の個人、法人」というところがありますので、

【加藤委員】

いろいろな市民参加の形があると思う。それも一つの市民参加の形ですよ。

【羽田委員】

確かに解説の中では細かく書いていますから。ただ、あんまり細かく書くことによって、それを読み下していくと、これも書いていない、あれも書いてないというふうに、私はなるような気がします。確かに、「他の自治体等との連携協力」、「市外の人々等との連携」の中ではそれも包括しているというふうに、私は読み取るんですけど、どうなんですか、解説にそういうことを入れた方が良いでしょうか。

【加藤委員】

特に入れなくてもいいかなと。ただ金額が大きくなってきたら考えた方が良いでしょう。

【羽田委員】

でも、ふるさと納税の人って、何が返礼品かによって納税先を変える人たちは山ほどいますから。あの牛肉が食べたいとか、返礼品によって全然違ってきますよね。良い財源にはなるけど、返戻品の分もまた出すんですよね、お金がかかりますよね。

【加藤委員】

それは地元業者に発注されるから。

【羽田委員】

それはそうなんです、潤うことは確かですね。

【佐藤会長】

なかなかふるさと納税を特化して、どこかに書くのは難しいのかなという感じはします。ただ、新しいと言いますか、最近一般的になってきた方法ですので、念頭に置いておく必要があるのかもしれませんが。先ほど言ったように、プラスマイナスどっちなんだろうかというのは、自治体によっても違います。そういえば、財政の健全化みたいな条文はどこかにありましたか。最初の方にありましたよね。第19条でしたか。

【事務局（宇野課長）】

第 19 条財政運営の規定があります。

【佐藤会長】

このところに、今のふるさと納税も含めた、「財政状況に関する情報を市民にわかりやすい形で示すということを義務付けております」というふうに 13 ページから 14 ページにかけての解説がありますから、そういうところで、今のふるさと納税のようなものも当然入っているということによろしいんじゃないでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

他に第 7 章でいかがでしょうか。もしよろしければ、第 8 章条例の見直しに入ってまいりたいと思います。これも最初に解説をお願いします。

【事務局（芳賀主査）】

第 8 章条例の見直しについてです。資料 7 は 3 ページ、資料 4 は 19 ページになります。条例第 30 条においては条例の見直しについて規定しています。

ここでは平成 24 年度に 1 回目の見直しを行った結果、まちづくりのルールであるための、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合していると判断し、地方自治法の改正に伴い、第 16 条総合計画の条文のみを改正しました。

市の自己評価・現状把握については、平成 24 年度には「いしかりまちづくりワールドカフェ」や「石狩市自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を実施し、市が主体となって見直しを検討しました。その中で次回見直し時には委員会を設けてはどうか、という意見もあり、平成 29 年度には「石狩市自治基本条例懇話会」（全 6 回）、「みんなで考える自治基本条例（基調講演・ワークショップ）」を開催し、見直しを行っております。このことから、条例や関連する取組について検証しており、条例の趣旨のとおり適切に遂行できていると考えております。

平成 29 年度懇話会では、見直しの方法についてご意見をいただき、検討手法の一つとして「懇話会を設置する等の手法を取り入れる」旨、追記反映済であります。説明は以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。第 8 章は 30 条の 1 条だけですけれども何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【羽田委員】

私は直す必要は無いと思っています。5 年でやっぱり中身が、若干言い回しとか変わりますので、こういうものがあると必ず振り返る機会になります。私が懇話会を設置しろと言った覚えが、なんとなく記憶に残っているんです。やっぱりそれは大事なことだなと。なかなか条例でこうやって市民とともに振り返ることないですからね。それはすごく良いことで、このままで良いのかなと思っています。

【佐藤会長】

ありがとうございます。恐らくここは変えなくていいというか、変えようがないというか、前にあった懇話会で、解説に「懇話会を設置するなどの手法も取り入れながら」というようなこと、あるいは「十分な市民議論を経ることが必要」と書いてありますから、それで当然、そういうことになるんだという解釈をして良いのではないかと思います。これについては、特に変更の必要はないということでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

今日も第7章の解説の書きぶりなどいくつか出ましたがそれについては、また検討して、次回皆さんにお示ししたいというふうに思います。それでは、条例の見直しは、条文がなくなりましたので、これくらいにしまして、もちろんまだ、全部終わったというわけではありませんが、これくらいにしまして、今日の「議題（2）ワークショップについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（後藤主事）】

ワークショップの開催についてご説明いたします。資料11をご覧ください。はじめに、これまでの振り返りと進捗状況などについてご説明いたします。第1回、第2回の懇話会では、ワークショップの開催について、参加者の構成と定員、募集方法等についてご審議いただき、記載のとおり決定いただきました。この決定に基づき、準備を進めており、進捗状況といたしましては、8月4日にワークショップの運営について、株式会社Glocal Designと業務委託契約を締結し、打合せをしております。なお、同社は前回平成29年度に運営を委託した、株式会社K I T A B Aからまちづくり事業等を分社化した会社で、前回の内容についても社内で引継ぎをいただいております。

また、8月24日から、市ホームページにて参加者募集を開始しています。募集チラシを作成して町内会回覧板に挟み込んでおり、各町内会へ22日に市から発送していることから、早い町内会では8月24日から回覧が開始されているところです。

今後につきましては、募集期限の9月12日まで参加者募集、外国人枠・団体枠への声掛けを行い、9月16日までに参加者を決定、9月26日までには、当日運営の詳細を決定し、参加者へ当日のご案内をします。そして10月2日ワークショップの開催を予定しております。委員の皆様のご参加につきましては、次回の懇話会で確認させていただきます。

次に、本日の議案についてですが、本日は、ワークショップの名前を決定していただきたいと思えます。前回、平成29年度の見直しの際に開催したワークショップの名称が、策定時の検討会議の名称を継承した「みんなで考える自治基本条例」でした。

自治基本条例を“みんなで”づくり、みんなで“考える”、市民との協働や啓発にふさわしい、シンプルでわかりやすい名称であると考えております。今回も、前回と同じ形式で開催することもあり、この名称を継承し、「みんなで考える自治基本条例 2022」を事務局案とさせていただきました。本日の議案は以上でございます。ご審議お願いいたします。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。経過説明があつて、名前を今日は決めてほしいということですが、特に問題がければ、この「みんなで考える自治基本条例2022」でいかがでしょうか。

【竹口副会長】

質問ですが、平成29年度の参加者の構成はどのようになっていますか。それと、人数は期待したとおりの人数があつまったかどうか確認したいです。私が昨日回覧で見ましたけど、ちょっとインパクトが不足するような案内で、若い女子職員の方が作ると、ああいうチラシは見やすくなるんですけど、どうしても事務屋さんが作ると。回覧の時いろいろな資料入っていますから、なるべくパッと見て分かりやすい方が良いんですが。今日カフェがあつて11人くらいに会ったのですが、そんなものあつたかなという調子でしたので。

【事務局（後藤主事）】

前は20名の定員で、当日欠席があつたので、17人が当日はいらっしゃっています。公募で10名ぐらいは参加があつたかなと思うんですが。

【竹口副会長】

定員20名で10名も来ないとなると、と心配していたんですね。

【事務局（芳賀主査）】

今回は前回より多い定員30名を目途に増やして、年齢構成もできるだけばらばらでやりたいなと思っているんですけども、公募でどれくらいの方が集まっていたかによるかなと思うので、状況を見てどうしていくか、検討していきたいなと思っています。

【竹口副会長】

団体の所属の人たちは割と関心や意識をもって参加しますが、一般公募の人たちをある程度増やさないと、特定の人が毎回メンバーだと具合悪いかかと。

【羽田委員】

あのチラシはもう、うち貼っておりますけれども、いわゆる役所のお知らせ版のようで、カラーでもなく、質素だなと思いますけどね。そそられないというのは確かかなと思って。うちはもう既に出るようと、業務として頼んでいます。直接声を掛けないと難しいかなと思っています。

【佐藤会長】

仰るとおりだと思います。できるだけ、募集人員に近い人が集まることを期待しておきたいと思います。あい・ボードに掲載するものも、中身はもう決まっているのですか。

【事務局（後藤主事）】

あい・ボードも基本的には同じデータを使っていますので、同じチラシになってしまって、仰るとおり質素の可能性はあります。

【事務局（小鷹部長）】

名前決まったら華々しく作る予定？

【事務局（後藤主事）】

今週の分は間違いなく間に合わないんですけど、来週差し替えようと思えばできなくはないですが、華々しいものが間に合わないかもしれません。

【事務局（小鷹部長）】

今まで名前決まっていなかったの。

【加藤委員】

「自治基本条例」という名前だけだと分かりづらいかもしれないので「まちづくり」などのワードを入れた方が良いかもしれない。

【事務局（小鷹部長）】

サブタイトルのような。

【加藤委員】

市長のイラストも入れた方が良いかもしれない。

【佐藤会長】

集客等は業務委託契約に入っていないと思うので、ご努力いただきましょう。気になったのは、参加者の募集は12日までで、あい・ボードの掲載は14日までというのはどういう理由でしょうか。

【事務局（後藤主事）】

張替えの曜日が決まっているため、12日までで全く受け付けないということもないので、このあたりは少し伸ばしても問題無いという判断です。掲示の張替えのタイミングと受付終了に時差あるものの受け付けるつもりでもありますし、実際最終的な調整は16日をめどに行いますので、臨機応変にいきいたいと思っています。

【佐藤会長】

ありがとうございます。

【羽田委員】

募集終了と参加者決定と2つ書いてあるのは何か違いがありますか。

【事務局（後藤主事）】

多数の場合も想定しながら、あとは団体の皆様の調整という意味も含めての決定です。

【佐藤会長】

調整が必要になることを目指したいですね。今日の議題で決めなければいけないのは、「みんなで考える自治基本条例2022」というワークショップのタイトルですけどもこれでよろしいですか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

ではこれもタイトルも決まったことですし、力をいれて、PRをがんばっていただきましょう。ありがとうございます。ワークショップについては、以上でよろしいでしょうか。それでは「次第4. その他」としまして、次回の日程でございます。今日は第8章まで進みましたので、先ほどあったいろいろな修正の議論をさらに重ねていくということですが、事務局とも相談して、日程としては9月の29日や30日ではいかがでしょうか。私としては27日も可能ですが。

<「27日の方が都合が良い」の声>

【事務局（宇野課長）】

会場は今日と同じ場所であれば空いています。

【佐藤会長】

では9月27日火曜日と決定いたします。ほかに事務局から何か事務連絡がございますか。なければ、最後に全体を通して、何か質問、確認事項ございませんか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】

それでは、以上をもちまして、「第3回石狩市自治基本条例懇話会」を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席ありがとうございました。

2022年9月20日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会

会長 佐藤克彦